

金融庁訓令第 号

金融庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

金融庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令案

金融庁行政文書管理規則（平成 23 年金融庁訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
金融庁行政文書管理規則	金融庁行政文書管理規則
第 2 章 管理体制	第 2 章 管理体制
（総括文書管理者）	（総括文書管理者）
第 3 条 （略）	第 3 条 （略）
2 総括文書管理者は、 <u>次長</u> をもって充てる。	2 総括文書管理者は、 <u>総合政策局長</u> をもって充てる。
3 （略）	3 （略）
（公文書監理官）	（公文書監理官）
第 3 条の 2 <u>官房部門（金融庁文書取扱規則（平成 13 年金融庁訓令第 26 号）第 2 条第 2 号イに定める官房部門をいう。）</u> に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。	第 3 条の 2 <u>総合政策局</u> に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。

(副総括文書管理者) 第4条 (略) 2 副総括文書管理者は、<u>文書課長</u>をもって充てる。 3 (略) (主任文書管理者) 第5条 局(<u>金融庁文書取扱規則第2条第2号に定める部局、証券取引等監視委員会事務局又は公認会計士・監査審査会事務局をいう。第3項において同じ。</u>)にそれぞれ主任文書管理者1名以上を置く。 2・3 (略) (監査責任者) 第7条 (略) 2 監査責任者は、<u>文書課長</u>をもって充てる。 3 (略) 第3章 作成 (適切・効率的な文書作成) 第11条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、<u>部局長(金融庁文書取扱規則第2条第3号に定める部局長をいう。以下同じ。)、証券取引等監視委員会事務局長又は公認会計士・監査審査会事務局長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確</u>	(副総括文書管理者) 第4条 (略) 2 副総括文書管理者は、<u>総合政策局総務課長</u>をもって充てる。 3 (略) (主任文書管理者) 第5条 局(<u>総合政策局、企画市場局若しくは監督局、証券取引等監視委員会事務局又は公認会計士・監査審査会事務局をいう。第3項において同じ。</u>)にそれぞれ主任文書管理者1名以上を置く。 2・3 (略) (監査責任者) 第7条 (略) 2 監査責任者は、<u>総合政策局総務課長</u>をもって充てる。 3 (略) 第3章 作成 (適切・効率的な文書作成) 第11条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、<u>部局長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認も経るものとする。</u>
---	---

認も経るものとする。 2～4 （略） 第10章 秘密文書等の管理 （特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理） 第27条の3 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次に掲げるとおり管理するものとする。 一 （略） 二 秘密文書の指定は、極秘文書については<u>部局長</u>、証券取引等監視委員会事務局長及び公認会計士・監査審査会事務局長が、秘文書については文書管理者が期間（極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。次号及び第4号において「指定期間」という。）を定めてそれぞれ行うものとし（以下これらの指定をする者を「指定者」という。）、その指定は必要最小限にとどめるものとする。 三～十 （略）	2～4 （略） 第10章 秘密文書等の管理 （特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理） 第27条の3 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）については次に掲げるとおり管理するものとする。 一 （略） 二 秘密文書の指定は、極秘文書については<u>各局長、総括審議官、政策立案総括審議官、政策立案総括官、国際総括官</u>、証券取引等監視委員会事務局長及び公認会計士・監査審査会事務局長が、秘文書については文書管理者が期間（極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。次号及び第4号において「指定期間」という。）を定めてそれぞれ行うものとし（以下これらの指定をする者を「指定者」という。）、その指定は必要最小限にとどめるものとする。 三～十 （略）
---	---

附 則

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和8年 月 日から施行する。